

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 入院基本料に関する事項

①当院では、障害者施設等入院基本料10対1の届出を行っております。

又、地域包括ケア入院医療管理料1(20床)の届出も行っております。

②看護職員の配置数について

1日に15人以上の看護職員が勤務し、勤務体制ごとの受け持ち患者さんの人数は以下のとおりです。

日中(9:30～17:30)は看護職員1人あたり4人以内です。

夜間(17:30～翌9:30)は看護職員1人あたり12人以内です。

2. 関東信越厚生局長への届出事項

①当院は、入院時食事療養費(I)の食事療養に係る届出を行っており、食事の提供は、管理栄養士の管理の下、適時(朝食午前8時、昼食午後0時、夕食午後6時)適温(温冷配膳車による配膳)で行っております。

②下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価及び指導管理等について

当院では、慢性維持透析を実施している患者様について下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価及び指導管理等を行っております。併せて、専門的な治療体制を有している下記医療機関と連携をとっております。リスク評価の上必要な場合に患者様(ご家族様)に説明を行い、同意を得た上で連携医療機関への紹介を行うことが出来ます。【連携医療機関】上尾中央総合病院 〒362-8588 埼玉県上尾市柏座1-10-10 TEL. 048-773-1111 (代)

3. 選定療養費に関する事項

保険外併用療養費制度のうち以下の選定療養について関東信越厚生局に届出をし、認可を受けております。

①制限回数を超える医療行為

・運動器リハビリテーション料(I) 2,500円(税込み) ※発症日等から150日を経過した日以降の14単位目から

・脳血管疾患等リハビリテーション料(II) 2,500円(税込み) ※発症日等から180日を経過した日以降の14単位目から

②入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、1日につき1,599円(税込み)は特定療養費として患者さんの負担となります。

入院時の食事療養費について

厚生労働省において食事療養費標準負担額及び
生活療養費標準負担額が見直され、

令和7年4月1日より、食費1食あたりの負担額が
下記のとおり変更になります。

（全医療機関共通の値上げ金額となります。）

区分	1食あたり負担額	
	令和6年 5月31日まで	令和6年 6月1日より
一般の方	460円	490円
難病指定	260円	280円
住民税非課税世帯	210円	230円
住民税非課税世帯 過去1年間の入院日数が 90日を超えている場合	160円	180円
住民税非課税世帯 所得が一定基準に満たない 70才以上の高齢受給者	100円	110円



医療情報取得加算に関する掲示

・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

・厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、令和 7 年 3 月 1 日より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○初診時 1 点

○再診時(3 ヶ月に 1 回に限り算定)1 点

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

蓮田一心会病院 病院長

明細書の発行状況に関する事項について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されています。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

蓮田一心会病院 病院長

長期収載品の選定療養について

令和 6 年の診療報酬改定により、令和 6 年 10 月 1 日から長期収載品を患者さん自身で希望した場合は選定療養費として自己負担が発生いたします。

(長期収載品とは、特許が切れたり再審査期間が終了したりして、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている薬で、薬価基準に長期間収載されていることからその名が付けられました。)

【対象】

- 院外処方、院内処方(外来患者さん)
- 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換え率が50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- 医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合
- 入院中の患者さんへ処方した場合
- 後発医薬品の提供が困難な場合

【自己負担額】

- 長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1

※選定療養費には別途消費税も必要となります

※選定療養費のお支払いは、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります。

※国や地方単独の公費負担医療制度(指定難病・重度・ひとり親などの医療費受給者証をお持ちの方)をご利用の場合も負担の対象となります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

蓮田一心会病院 病院長

機能強化加算に係る院内掲示

当院は「かかりつけ医」として
次のような取組みを行っています。

- 他の医療機関と当院で処方されている薬について確認し、
診察や必要な服薬指導を行っています。
- 必要に応じ、適切な医療機関(専門の医師・医療機関)への
紹介を行っています。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関する
ご相談に応じます。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。

【受付窓口】

病院1F 総合受付

【相談受付時間】

月曜日～金曜日 8:30～17:00

土曜日 8:30～12:00

- 夜間、休日の問い合わせについて

時間外深夜等 17:30-翌 8:30

休日 土曜日午後・日曜日・祝日

電話番号:048-764-6411(病院代表)

※時間外、休日、深夜に緊急の診療を希望される際は、
お電話でお問い合わせいただきますようお願いいたします。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」
のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関当の地域の医療機関が
検索できます。

蓮田一心会病院 病院長